

宮津市公報

平成21年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

- 15 宮津市市税条例の一部を改正する条例 1
16 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 2
17 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 3

規 則

- 14 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 97 平成20年度補正予算の要領 4
98 平成20年度補正予算の要領 4
99 平成21年度予算の要領 7
100 平成21年度補正予算の要領 16
101 平成21年度地籍調査事業の実施 17
102 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動 17
103 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 17
104 住民票の消除 17
105 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱 17
106 宮津市敬老会事業補助金交付要綱 18
107 宮津市雇用安定助成金交付要綱 19
108 宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱 20
109 宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱 21
110 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 22

公 告

- 13 公示送達 22
14 公示送達 22
15 公示送達 23
16 宮津市営住宅の入居者の公募 23
17 平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況 23

水 道 企 業

《告 示》

- 16 宮津市指定給水装置工事業者の変更 25
17 宮津市指定給水装置工事業者の指定 25

教育委員会

《告示》

13 宮津市教育委員会定例会の招集 26

選挙管理委員会

《告示》

8 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 26
9 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 26
10 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 26

農業委員会

《告示》

6 宮津市農業委員会総会の招集 26

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第15号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「（次条において「居住年」という。）」を加え、同条第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第4条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第35条の7及び第35条の8第1項の規定の適用については、第35条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第35条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。

附則第5条第2項中「附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加える。

附則第12条の3第3項第2号中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改める。

附則第12条の4第3項第2号中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改める。

附則第13条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「及び附則

第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改める。

附則第13条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第14条第5項第2号中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改める。

附則第15条第2項第2号中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改める。

附則第15条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第15条の6第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第15条の7第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に、「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第2項第2号中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改める。

附則第15条の7の3第2項第2号中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改め、同条第5項中「、附則第4条の3第1項」の次に「、附則第4条の3の2第1項」を加え、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条の3第3項、第13条第1項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(2) 附則第15条の7第1項の改正規定 平成23年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の附則第4条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第16号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第14項とし、附則第9項から附則第11項までを2項ずつ繰り下げ、附則第8項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第10項とし、附則第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第6項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第5項を附則第6項とし、同項の次に次の見出し及び1項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第4項中「短期譲渡所得の金額」との次に「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」とを加え、同項を附則第5項とし、附則第3項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項の改正規定（同項を附則第4項とする部分を除く。）及び附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分を除く。） 平成22年4月1日
 (2) 附則第8項の改正規定（同項を附則第10項とする部分を除く。） 平成23年1月1日

* * *

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

3 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金についての第7条の規定の適用については、同条第1項中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

規 則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則（平成10年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「第314条の7」を「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8」に改め、同表備考2(1)中「第92条第1項」を「第78条第2項第1号、第92条第1項」に改め、同表備考2(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の規定中保育料に関する部分は、平成21年度以後の保育の実施に係る分から適用する。

告 示

宮津市告示第97号

平成21年3月宮津市議会定例会において議決された平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年6月5日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計補正予算（第7号）

1 繰越明許費補正

1 追 加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	元気な里づくり基盤整備事業	14,290
		土地改良推進事業	3,200
	2 林業費	災害に強い森づくり事業	7,196
8 土木費	2 道路橋りょう費	大手川河川改修関連受託事業	126,673
		河川費	河川整備事業
			大手川河川改修関連受託事業
10 教育費	5 社会教育費	公民館整備事業	2,625
13 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	2,500
		2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業

2 変 更

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	8,000	196,205

平成20年度宮津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

1 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 事業費	2 施設整備費	公共下水道施設整備事業	60,977

* * *

宮津市告示第98号

平成21年3月31日に専決処分を行った平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年6月5日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計補正予算（第8号）

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
6 地方消費税交付金	235,800	25,954	209,846
1 地方消費税交付金	235,800	25,954	209,846
10 地方交付税	3,383,011	117,820	3,500,831
1 地方交付税	3,383,011	117,820	3,500,831
18 繰入金	182,212	13,087	195,299
1 基金繰入金	181,587	13,087	194,674
21 市債	688,573	24,500	713,073
1 市債	688,573	24,500	713,073
歳入合計	11,461,213	129,453	11,590,666

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	2,208,655	130,000	2,338,655
1 総務管理費	2,010,917	130,000	2,140,917
4 衛生費	1,022,481	0	1,022,481
2 清掃費	779,227	0	779,227
6 農林水産業費	372,424	0	372,424
1 農業費	195,959	0	195,959
7 商工費	240,404	0	240,404
2 観光費	173,537	0	173,537
8 土木費	1,610,251	0	1,610,251
2 道路橋りょう費	586,966	0	586,966
4 都市計画費	719,422	0	719,422
9 消防費	530,917	0	530,917
1 消防費	530,917	0	530,917
10 教育費	752,827	0	752,827
2 小学校費	267,693	0	267,693
5 社会教育費	124,920	0	124,920
12 予備費	10,266	547	9,719
1 予備費	10,266	547	9,719
13 災害復旧費	88,590	0	88,590
1 農林水産施設災害復旧費	32,400	0	32,400
2 公共土木施設災害復旧費	56,190	0	56,190
歳出合計	11,461,213	129,453	11,590,666

2 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
コミュニティ施設整備事業	1,400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法によっては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
交通対策事業	5,600 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	20,400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	23,300 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農業農村整備事業	14,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上	8,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上
道路整備事業	145,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上	146,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
都市下水路整備事業	6,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上	9,800 (ただし書同上)	同上	同上	同上
消防施設整備事業	1,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上	5,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上
防災施設整備事業	49,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上	52,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公民館整備事業	1,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上	1,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	1,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上	4,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧事業	11,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上	14,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公共土木施設災害復旧事業	16,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	19,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上

旧事業							
-----	--	--	--	--	--	--	--

* * *

宮津市告示第99号

平成21年3月宮津市議会定例会において議決された平成21年度予算の要領は、次のとおりである。

平成21年6月5日

宮津市長 井上正嗣

平成21年度宮津市一般会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 市税	2,801,871	1 議会費	158,098
1 市民税	977,919	1 議会費	158,098
2 固定資産税	1,548,868	2 総務費	1,674,306
3 軽自動車税	45,912	1 総務管理費	1,454,152
4 市たばこ税	107,000	2 徴税費	107,833
5 特別土地保有税	1	3 戸籍住民基本台帳費	54,503
6 入湯税	37,000	4 選挙費	27,876
7 都市計画税	85,171	5 統計調査費	12,327
2 地方譲与税	96,000	6 監査委員費	17,615
1 地方揮発油譲与税	15,400	3 民生費	2,582,541
2 自動車重量譲与税	68,500	1 社会福祉費	1,505,451
3 地方道路譲与税	9,100	2 児童福祉費	789,173
4 特別とん譲与税	3,000	3 生活保護費	287,265
3 利子割交付金	13,300	4 災害救助費	652
1 利子割交付金	13,300	4 衛生費	981,915
4 配当割交付金	4,700	1 保健衛生費	154,654
1 配当割交付金	4,700	2 清掃費	791,228
5 株式等譲渡所得割交付金	1,900	3 上水道費	36,033
1 株式等譲渡所得割交付金	1,900	5 労働費	54,196
6 地方消費税交付金	210,200	1 労働諸費	54,196
1 地方消費税交付金	210,200	6 農林水産業費	239,983
7 ゴルフ場利用税交付金	11,800	1 農業費	153,891
1 ゴルフ場利用税交付金	11,800	2 林業費	31,412
8 自動車取得税交付金	44,601	3 水産業費	54,680
1 自動車取得税交付金	44,601	7 商工費	193,951
9 地方特例交付金	38,000	1 商工費	67,741
1 地方特例交付金	32,000	2 観光費	126,210
2 特別交付金	6,000	8 土木費	1,204,331
10 地方交付税	3,240,000	1 土木管理費	53,836
1 地方交付税	3,240,000	2 道路橋りょう費	264,216
11 交通安全対策特別交付金	3,800	3 河川費	230,900
1 交通安全対策特別交付金	3,800	4 都市計画費	602,571
12 分担金及び負担金	118,811	5 住宅費	52,808
1 分担金	1,545	9 消防費	492,395
2 負担金	117,266	1 消防費	492,395
13 使用料及び手数料	326,623	10 教育費	894,951
1 使用料	151,655	1 教育総務費	156,120
2 手数料	174,968	2 小学校費	248,948

14 国庫支出金	703,145	3 中学校費	89,195
1 国庫負担金	590,643	4 幼稚園費	92,190
2 国庫補助金	106,516	5 社会教育費	286,973
3 委託金	5,986	6 保健体育費	21,525
15 府支出金	767,816	11 公債費	1,928,971
1 府負担金	285,867	1 公債費	1,928,971
2 府補助金	419,932	12 予備費	13,263
3 委託金	62,017	1 予備費	13,263
16 財産収入	40,602		
1 財産運用収入	25,520		
2 財産売却収入	15,082		
17 寄附金	5,430		
1 寄附金	5,430		
18 繰入金	168,115		
1 基金繰入金	167,490		
2 財産区繰入金	625		
19 繰越金	1		
1 繰越金	1		
20 諸収入	916,871		
1 延滞金、加算金及び過料	1,000		
2 市預金利子	200		
3 貸付金元利収入	561,799		
4 受託事業収入	119,200		
5 雑入	234,672		
21 市債	905,315		
1 市債	905,315		
歳入合計	10,418,901	歳出合計	10,418,901

2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	15,900 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
水産業基盤整備事業	8,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上
森林整備事業	700 (ただし書同上)	同上	同上	同上
道路整備事業	94,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
辺地対策事業	20,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上
河川整備事業	102,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上

急傾斜地崩壊対策事業	4,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
消防施設整備事業	1,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上
防災施設整備事業	40,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公民館整備事業	9,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公共施設等地上デジタル放送移行対策事業	4,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上
臨時財政対策	389,915 (ただし書同上)	同上	同上	同上
借換	213,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上
計	905,315			

平成21年度宮津市土地建物造成事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事業収入	129,548	1 総務費	201
1 土地建物造成事業収入	129,548	1 総務管理費	201
2 国庫支出金	8,100	2 事業費	21,298
1 国庫補助金	8,100	1 事業費	21,298
3 財産収入	1,504	3 公債費	116,249
1 財産運用収入	1,504	1 公債費	116,249
		4 予備費	1,404
		1 予備費	1,404
歳 入 合 計	139,152	歳 出 合 計	139,152

平成21年度宮津市国民健康保険事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 国民健康保険税	512,777	1 総務費	36,654
1 国民健康保険税	512,777	1 総務管理費	35,059
2 使用料及び手数料	300	2 徴税費	1,304
1 手数料	300	3 運営協議会費	291
3 国庫支出金	504,552	2 保険給付費	1,487,853
1 国庫負担金	370,711	1 療養諸費	1,348,167
2 国庫補助金	133,841	2 高額療養費	124,216
4 療養給付費等交付金	138,375	3 移送費	20
1 療養給付費等交付金	138,375	4 出産育児諸費	12,000
5 前期高齢者交付金	627,091	5 葬祭諸費	2,150
1 前期高齢者交付金	627,091	6 精神・結核医療付加金	1,300
6 府支出金	108,774	3 後期高齢者支援金等	301,831
1 府負担金	14,477	1 後期高齢者支援金等	301,831
2 府補助金	94,297	4 前期高齢者納付金等	965
7 共同事業交付金	216,855	1 前期高齢者納付金等	965
1 共同事業交付金	216,855	5 老人保健拠出金	26,504

8 財産収入	3	1 老人保健拠出金	26,504
1 財産運用収入	3	6 介護納付金	112,915
9 繰入金	158,847	1 介護納付金	112,915
1 他会計繰入金	104,847	7 共同事業拠出金	276,310
2 基金繰入金	54,000	1 共同事業拠出金	276,310
10 繰越金	30,000	8 保健事業費	50,695
1 繰越金	30,000	1 特定健康診査等事業費	27,287
11 諸収入	2,155	2 保健事業費	23,408
1 延滞金、加算金及び過料	2	9 公債費	1
2 預金利子	1	1 公債費	1
3 雑入	2,152	10 諸支出金	1,603
		1 償還金及び還付加算金	1,602
		2 延滞金	1
		11 予備費	4,398
		1 予備費	4,398
歳入合計	2,299,729	歳出合計	2,299,729

平成21年度宮津市老人保健医療特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 支払基金交付金	18,519	1 医療諸費	36,031
1 支払基金交付金	18,519	1 医療諸費	36,031
2 国庫支出金	11,658	2 諸支出金	1
1 国庫負担金	11,658	1 償還金	1
3 府支出金	2,915		
1 府負担金	2,915		
4 繰入金	2,915		
1 一般会計繰入金	2,915		
5 繰越金	1		
1 繰越金	1		
6 諸収入	24		
1 延滞金、加算金及び過料	2		
2 雑入	22		
歳入合計	36,032	歳出合計	36,032

平成21年度宮津市後期高齢者医療特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 保険料	214,452	1 総務費	2,631
1 後期高齢者医療保険料	214,452	1 総務管理費	1,787
2 使用料及び手数料	10	2 徴収費	844
1 手数料	10	2 後期高齢者医療広域連合納付金	272,443
3 繰入金	61,010	1 後期高齢者医療広域連合納付金	272,443
1 一般会計繰入金	61,010	3 諸支出金	500
4 繰越金	100	1 償還金及び還付加算金	500
1 繰越金	100	4 予備費	500
5 諸収入	502	1 予備費	500
1 延滞金、加算金及び過料	1		
2 償還金及び還付加算金	500		

3 雑入	1		
歳入合計	276,074	歳出合計	276,074

平成21年度宮津市介護保険事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 保険料	345,734	1 総務費	55,653
1 介護保険料	345,734	1 総務管理費	35,127
2 使用料及び手数料	26	2 徴収費	706
1 手数料	26	3 介護認定審査会費	19,820
3 国庫支出金	512,868	2 保険給付費	1,921,589
1 国庫負担金	338,623	1 介護サービス等諸費	1,667,784
2 国庫補助金	174,245	2 介護予防サービス等諸費	108,082
4 支払基金交付金	579,413	3 高額介護サービス等費	32,264
1 支払基金交付金	579,413	4 高額医療合算介護サービス等費	1,000
5 府支出金	293,846	5 特定入所者介護サービス等費	112,459
1 府負担金	285,893	3 地域支援事業費	43,440
2 府補助金	7,953	1 介護予防事業費	9,792
6 財産収入	1	2 包括的支援事業・任意事業費	33,648
1 財産運用収入	1	4 基金積立金	1
7 繰入金	308,093	1 基金積立金	1
1 一般会計繰入金	303,375	5 公債費	1
2 基金繰入金	4,718	1 公債費	1
8 繰越金	1	6 諸支出金	352
1 繰越金	1	1 延滞金	1
9 諸収入	7	2 償還金及び還付加算金	351
1 延滞金、加算金及び過料	3	7 予備費	18,953
2 預金利子	1	1 予備費	18,953
3 雑入	3		
歳入合計	2,039,989	歳出合計	2,039,989

平成21年度宮津市介護予防支援事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 サービス収入	10,315	1 総務費	5,514
1 予防給付費収入	10,315	1 総務管理費	5,514
2 繰越金	5,000	2 事業費	6,080
1 繰越金	5,000	1 介護予防支援事業費	6,080
3 諸収入	1	3 予備費	3,722
1 雑入	1	1 予備費	3,722
歳入合計	15,316	歳出合計	15,316

平成21年度宮津市簡易水道事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 分担金及び負担金	319	1 総務費	3,300
1 負担金	319	1 総務管理費	3,300

2 事業収入	97,018	2 事業費	258,146
1 事業収入	96,857	1 維持管理費	78,835
2 手数料	161	2 拡張改良費	179,311
3 国庫支出金	53,282	3 公債費	55,653
1 国庫補助金	53,282	1 公債費	55,653
4 府支出金	4,476	4 予備費	759
1 府補助金	4,476	1 予備費	759
5 財産収入	1		
1 財産売払収入	1		
6 繰入金	36,000		
1 一般会計繰入金	36,000		
7 繰越金	10		
1 繰越金	10		
8 諸収入	2,152		
1 延滞金、加算金及び過料	1		
2 預金利子	1		
3 雑入	2,150		
9 市債	124,600		
1 市債	124,600		
歳入合計	317,858	歳出合計	317,858

2 地方債 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	124,600	証書借入又は証券発行	6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
	ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成21年度宮津市下水道事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 分担金及び負担金	26,111	1 総務費	18,753
1 負担金	26,111	1 総務管理費	18,753
2 使用料及び手数料	266,540	2 事業費	804,223
1 使用料	265,815	1 維持管理費	295,018
2 手数料	725	2 施設整備費	509,205
3 国庫支出金	175,000	3 公債費	1,152,930
1 国庫補助金	175,000	1 公債費	1,152,930
4 繰入金	527,285	4 繰上充用金	457,414
1 一般会計繰入金	524,000	1 繰上充用金	457,414
2 他会計繰入金	3,285	5 予備費	987
5 繰越金	10	1 予備費	987
1 繰越金	10		
6 諸収入	11,561		

1 延滞金、加算金及び過料	10		
2 預金利子	1		
3 雑入	11,550		
7 市債	1,427,800		
1 市債	1,427,800		
歳入合計	2,434,307	歳出合計	2,434,307

2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	387,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	188,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
借換	459,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上
計	1,035,400			

平成21年度宮津市休日応急診療所事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 診療収入	10,048	1 休日応急診療所費	16,418
1 診療収入	10,048	1 診療所費	16,418
2 使用料及び手数料	1	2 公債費	2,563
1 手数料	1	1 公債費	2,563
3 繰入金	3,721	3 予備費	80
1 一般会計繰入金	3,721	1 予備費	80
4 繰越金	1		
1 繰越金	1		
5 諸収入	5,290		
1 雑入	5,290		
歳入合計	19,061	歳出合計	19,061

平成21年度宮津市上宮津財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 財産収入	821	1 総務費	2,035
1 財産運用収入	821	1 総務管理費	2,035
2 繰入金	218	2 造林事業費	5,624
1 一般会計繰入金	218	1 造林事業費	5,624

3 繰越金	400	3 予備費	234
1 繰越金	400	1 予備費	234
4 諸収入	6,454		
1 預金利子	1		
2 受託事業収入	5,502		
3 雑入	951		
歳入合計	7,893	歳出合計	7,893

平成21年度宮津市由良財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 財産収入	91	1 総務費	94
1 財産運用収入	91	1 総務管理費	94
2 繰越金	200	2 予備費	198
1 繰越金	200	1 予備費	198
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	292	歳出合計	292

平成21年度宮津市栗田財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 財産収入	352	1 総務費	571
1 財産運用収入	352	1 総務管理費	571
2 繰越金	400	2 造林事業費	1,096
1 繰越金	400	1 造林事業費	1,096
3 諸収入	1,051	3 予備費	136
1 預金利子	1	1 予備費	136
2 受託事業収入	1,050		
歳入合計	1,803	歳出合計	1,803

平成21年度宮津市吉津財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 財産収入	635	1 総務費	315
1 財産運用収入	635	1 総務管理費	315
2 繰越金	700	2 予備費	1,021
1 繰越金	700	1 予備費	1,021
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	1,336	歳出合計	1,336

平成21年度宮津市世屋財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 財産収入	47	1 総務費	158

1 財産運用収入	47	1 総務管理費	158
2 繰越金	100	2 予備費	35
1 繰越金	100	1 予備費	35
3 諸収入	46		
1 預金利子	1		
2 雑入	45		
歳入合計	193	歳出合計	193

平成21年度宮津市養老財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 府支出金	336	1 総務費	557
1 府補助金	336	1 総務管理費	557
2 財産収入	242	2 造林事業費	840
1 財産運用収入	242	1 造林事業費	840
3 繰入金	504	3 予備費	222
1 基金繰入金	504	1 予備費	222
4 繰越金	500		
1 繰越金	500		
5 諸収入	37		
1 預金利子	1		
2 雑入	36		
歳入合計	1,619	歳出合計	1,619

平成21年度宮津市日ヶ谷財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 財産収入	53	1 総務費	81
1 財産運用収入	53	1 総務管理費	81
2 繰越金	40	2 予備費	13
1 繰越金	40	1 予備費	13
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	94	歳出合計	94

平成21年度宮津市水道事業会計予算

1 収益の収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款項	金額	款項	金額
1 水道事業収益	312,438	1 水道事業費用	311,992
1 営業収益	301,870	1 営業費用	255,955
2 営業外収益	10,566	2 営業外費用	52,036
3 特別利益	2	3 特別損失	1
		4 予備費	4,000

2 資本の収入及び支出 (単位：千円)

収入		支出	
款項	金額	款項	金額
1 資本の収入	195,967	1 資本の支出	301,670

1 企業債	184,700	1 建設改良費	224,748
2 負担金	2,127	2 企業債償還金	75,922
3 その他資本的収入	9,140	3 予備費	1,000

3 企業債 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設等整備事業	184,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

* * *

宮津市告示第100号

平成21年5月宮津市議会臨時会において議決された平成21年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年6月5日

宮津市長 井上正嗣

平成21年度宮津市土地建物造成事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	129,548	208,352	337,900
1 土地建物造成事業収入	129,548	208,352	337,900
歳入合計	139,152	208,352	347,504

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
4 予備費	1,404	461	943
1 予備費	1,404	461	943
5 繰上充用金	0	208,813	208,813
1 繰上充用金	0	208,813	208,813
歳出合計	139,152	208,352	347,504

平成21年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	11,658	5,723	17,381
1 国庫負担金	11,658	5,723	17,381
歳入合計	36,032	5,723	41,755

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金	1	1,421	1,422
1 償還金	1	1,421	1,422

3 繰上充用金	0	4,302	4,302
1 繰上充用金	0	4,302	4,302
歳出合計	36,032	5,723	41,755

* * *

宮津市告示第101号

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく平成21年度地籍調査事業を次のとおり実施する。
平成21年6月19日

宮津市長 井上正嗣

- 1 事業計画が告示された年月日 平成21年6月5日
- 2 調査を行う者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字江尻の一部
- 4 調査期間 平成21年6月19日から平成22年3月31日まで

* * *

宮津市告示第102号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成21年6月23日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第20号

- (1) 名称 株式会社山添電気
- (2) 代表者（変更前）代表取締役 山添 勇
（変更後）代表取締役 山添 宏明

* * *

宮津市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 柴田 眞市
- 3 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年6月23日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第104号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を消除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成21年6月23日

宮津市長 井上正嗣

記

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第105号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱（昭和45年告示第41号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第3第1号に該当する者で、平成20年10月1日以後に事業主の都合等により解雇されたものについての第4第1号の規定の適用については、平成21年6月24日から平成22年3月31日までの間、同号中「100,000円以内」とあるのは、「200,000円以内」とする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第106号

宮津市敬老会事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市敬老会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、長年にわたり社会に貢献した高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝うとともに、地域の中で支え合う安心のまちづくりを促進するため、自治会等が実施する敬老会事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、前条の趣旨に基づき自治会又は自治連合組織（複数の自治会又は自治連合組織が共同して行う場合を含む。）が行う敬老会事業及びこれに類する事業で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する75歳（当該年において75歳に達する者を含む。）以上の者（以下「長寿高齢者」という。）を主としたものであること。
- (2) 8月から12月までの間に、長寿高齢者を一堂に集め実施するものであること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 敬老会事業当日のアトラクション等に要する経費
- (2) 敬老会事業当日の賄い材料費及び食糧費
- (3) 敬老記念品等に要する経費
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、敬老会事業に参加した長寿高齢者の人数に、1人当たり1,300円を乗じて得た額とする。ただし、敬老会事業に参加した長寿高齢者の人数が当該敬老会事業の対象となる長寿高齢者の人数の30パーセントに満たない場合は、30パーセントに相当する人数に1人当たり1,300円を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出される補助金の額が補助対象経費の額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、補助対象経費の額をもって、補助金の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により宮津市敬老会事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、敬老会開催事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 敬老会事業報告書
- (2) 敬老会事業に係る収支決算書
- (3) 敬老会事業のプログラム等

- (4) 出席者受付名簿
- (5) 敬老会事業を記録した写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第6条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市敬老会事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第107号

宮津市雇用安定助成金交付要綱を次のように定める。

平成21年6月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市雇用安定助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、雇用の安定を図るため、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主がその雇用する労働者を一時的に休業又は出向をさせた場合のこれらに係る手当、賃金等に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の3に規定する雇用調整助成金(同令附則第15条に規定する中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金」という。)の支給の対象となる市内に事業所を有する事業主であって、市税を滞納していないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、休業又は出向に係る手当、賃金等で雇用調整助成金の支給の対象となるものから当該雇用調整助成金の額を控除した額とし、一事業主につき200万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、宮津市雇用安定助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、雇用調整助成金の支給決定後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金の支給申請書及びその添付資料の写し
- (2) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- (3) 雇用調整助成金の助成額算定書の写し
- (4) 労使間の協定書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第5条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市雇用安定助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成20年12月1日以後に実施された休業又は出向につ

いて適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

* * *

宮津市告示第108号

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年6月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の雇用促進及び雇用機会の拡大を図るため、新たに求職者を雇い入れた本市に事業所又は事務所(以下「事業所等」という。)を有する事業主に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市に事業所等を有する事業主で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、当該事業主が新たに雇い入れた者が国、府等の補助金等の対象となる場合(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条の3に規定する試行雇用奨励金のみ対象となる場合を除く。)は、補助金は交付しないものとする。

- (1) 本市に住所を有する15歳以上65歳未満の求職者(以下「求職者」という。)を、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に本市に存する事業所等において雇い入れたもの
- (2) 雇用保険の適用事業の事業主(市長が別に定める事業を行うものを除く。)
- (3) 第1号の規定により求職者を常用雇用(雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が30時間以上である労働契約を締結しているもの(雇入れの日の6月前までの間に非自発離職者となった者を雇い入れる場合は、雇用期間の定めのある雇用を含む。)をいう。以下同じ。)し、又はパートタイム雇用(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である労働契約を締結しているもので、雇入れの日の6月前までの間に非自発離職者となった者を雇い入れる場合に限る。以下同じ。)し、雇用保険の被保険者として1年以上雇用することが確実と認められるもの
- (4) 雇入れの日の6月前の日から補助金の交付の決定の日までの間に、被雇用者を事業主の都合により解雇していないもの
- (5) 市税を完納しているもの
- (6) 人件費に対し市の他の制度に基づく補助金等の交付を受けていないもの

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、前条第1号及び第3号の規定により雇用された求職者(以下「採用者」という。)1人につき常用雇用にあつては40万円、パートタイム雇用にあつては20万円とする。

- 2 前項の補助金は、採用者を雇い入れた日から6月を経過した後及び1年を経過した後、それぞれその半額ずつを交付するものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業主は、第2条第1号及び第3号の規定により求職者を雇い入れた場合は、速やかに宮津市雇用促進奨励補助金に係る雇用決定通知書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする事業主は、規則第4条の規定により宮津市雇用促進奨励補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、採用者を雇い入れた日から起算して6月に達した日及び1年に達した日からそれぞれ1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- (2) 給与の支払を証する書類

(3) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第5条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市雇用促進奨励補助金に係る雇用決定通知書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第109号

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年6月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、民間の事業所の従業員の能力開発及び技術力向上を図り、並びに未就業者及び失業者が就職に必要な知識及び技能を習得することを支援するため、職業能力向上のための研修を受講する者等に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者で、市税を完納しているものとする。

(1) 市内に住所を有する60歳未満の者で、事業所に勤務しているもの又は求職活動を行っているものであり、かつ、個人で研修の受講費用を負担するもの

(2) 市内に事業所を有する事業主で、自らの負担により従業員に研修を受講させるもの

(3) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の3に規定する雇用調整助成金(同令附則第15条に規定する中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金」という。)の支給の対象となる市内に事業所を有する事業主で、自ら従業員に対し研修を実施するもの(研修に係る訓練費が雇用調整助成金に含まれる場合の当該研修を実施する事業主を除く。)

(補助対象となる研修)

第3条 補助金の交付の対象となる研修は、次に掲げる研修であって、市長が認めるものとする。

(1) 職業訓練法人丹後地域職業訓練協会が実施する研修

(2) 宮津商工会議所が実施する研修

(3) 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会が実施する研修

(4) 前3号に掲げるもののほか、公共的機関が実施する研修

(5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練

(6) 前条第3号に規定する事業主が、従業員の能力開発及び技術力向上を目的に実施する研修

(7) その他市長が認める研修

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市職業能力向上支援補助金交付申請書に係る書類を添付して、研修の修了後又は実施後速やかに市長に提出し

なければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市職業能力向上支援補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成21年4月1日以後に受講し、又は実施した研修について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

区 分	補助対象経費	補助金の額
研修を受講し、又は受講させる場合	受講料、教材費及び旅費(公共交通機関を利用した場合に限る。)(ただし、国、府等の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を除いた額とする。)	補助対象経費の5分の4以内。ただし、年間5万円を限度とする。
研修を自ら実施する場合	講師派遣料及び会場使用料	補助対象経費の3分の2以内。ただし、年間50万円を限度とする。

* * *

宮津市告示第110号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成21年6月26日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第111号

- (1) 名 称 有限会社藤本工業
- (2) 所 在 地 福知山市字京19番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 藤本 敦志
- (4) 指定期間 平成21年6月26日～平成25年12月31日

公 告

宮津市公告第13号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成21年6月3日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第14号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成21年6月4日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第15号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成21年6月4日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第16号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成21年6月5日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	27,400～53,800	1	3DK
東波路	宮津市字波路	21,800～42,800	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	9,300～25,900	4	3K

2 入居者の資格

- (1) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成21年6月8日（月）から平成21年6月18日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成21年7月下旬（予定）

* * *

宮津市公告第17号

平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況については、次のとおりである。

平成21年6月30日

宮津市長 井上正嗣

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

	急傾斜農用地	緩傾斜農用地		合計
	勾配が20分の1以上の田	勾配が100分の1以上20分の1未満の田	勾配が8度以上15度未満の畑	
農用地面積 (㎡)	1,649,699	1,033,688	13,117	2,696,504
交付額 (円)	31,481,933	7,479,335	36,718	38,997,986

2 集落協定締結数、各集落への交付額、集落協定の概要

集落協定締結数 34 (個別協定 0)

集落名	交付額 (円)	集落協定の概要	
		農業生産活動等として取り組むべき事項 (8割単価)	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (通常単価)
前田組合	153,585	農用地等管理	周辺林地の下草刈り
由良東部農地管理協議会	1,485,904	農用地協定参加者が耕作等を行う。 水路・農道協定参加者が清掃、草刈り等を行う。	体験農園の開設・運営
中津	656,199		景観作物の作付け
田井	543,963		周辺林地の下草刈り
矢原・脇の浜	1,202,085		周辺林地の下草刈り
獅子	524,906		周辺林地の下草刈り
中の茶屋	239,208		周辺林地の下草刈り
小田4区	716,030		周辺林地の下草刈り
小田金山	843,547		周辺林地の下草刈り
7区営農組合	1,289,522		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け
今福	1,758,078		景観作物の作付け等
吉津	1,690,280		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け
日置浜	2,245,150		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け
畑	833,028		周辺林地の下草刈り
松尾・東野	2,940,455		周辺林地の下草刈り
田原	3,002,293		周辺林地の下草刈り
大島	810,180		昆虫類の保護等
外垣	582,811		周辺林地の下草刈り
里波見	963,030		周辺林地の下草刈り
奥波見	1,898,898		周辺林地の下草刈り
奥の向・釜土	1,577,331	昆虫類の保護等	
井光寺・下川原	752,364	周辺林地の下草刈り	
上世屋	1,356,496	周辺林地の下草刈り 昆虫類の保護等	
大井根	265,324	景観作物の作付け	

厚垣	1,235,583	周辺林地の下草刈り	-
小田二区	850,918	周辺林地の下草刈り	-
柿ヶ成	537,177	周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	-
落山・藪田	553,724	鳥類の餌場の確保等	-
中波見	1,997,646	景観作物の作付け	営農組織の育成
新宮	2,296,455	周辺林地の下草刈り	-
小寺	319,128	景観作物の作付け	-
小田宿野農業部	495,215	周辺林地の下草刈り	-
山中	1,171,705	周辺林地の下草刈り	-
梅ヶ谷	1,209,768	景観作物の作付け	機械・農作業の共同化、 新規就農者の確保
合計	38,997,986		

3 農業生産活動等の実施状況

それぞれの集落において、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等、多面的機能を増進する活動に取り組んだ。

(平成20年9月11日から9月30日の現地調査により、該当する全ての農用地において、耕作又は管理されていることを確認)

4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

由良東部農地管理協議会集落協定他15集落協定において、機械・農作業の共同化、農作業の受委託活動等に取り組んだ。

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第16号

宮津市指定給水装置工事事業者から変更届を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成21年6月23日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定K98024号

(1) 名 称 株式会社山添電気

(2) 代表者 (変更前)代表取締役 山 添 勇
(変更後)代表取締役 山 添 宏 明

* * *

宮津市水道告示第17号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成21年6月26日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S09113号

(1) 名 称 有限会社藤本工業

(2) 所在地 福知山市字京19番地

(3) 代表者 代表取締役 藤 本 敦 志

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第13号

平成21年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月9日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

- 1 日時 平成21年6月25日(木)午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第8号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数、並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

3 5 4 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第9号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

5 , 8 8 4 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第10号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成21年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

2 , 9 4 2 人

農業委員会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成21年6月3日

宮津市農業委員会

会長 森川 耕一郎

1 日 時 平成21年6月10日(水)午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第14号 農地法第3条の許可申請に係わる許可について

議第15号 農地法第5条の許可申請に係わる意見について

議第16号 非農地証明について